

終戦の詔書成立過程

石渡 隆之

はじめに

本稿の別表のような位置に掲げた「終戦の詔書成立過程」表は同詔書が出来上がるまで、その内容にどのような変遷があったのかということの全容を一覧するために作成したもので、いわば本稿の主体部分である。

詔書には何回かにわたって書き改められた数点の草案があり、それぞれの草案には草案作成に関与した当事者の苦心の跡がにじみ出ている。

その各段階の草案は、どのように加除訂正されたのか、また、文章の配列がどのような順序で入れ替わっているのか、ということ細大漏らさず一見して分かるようなものができないかと試考した結果が、この表になったというわけである。

もちろん、この詔書の成立過程の背景を調査・研究した結果の産物という性質のものではなく、一見して分かるように、これは数点の詔書草案を機械的に並べただけに過ぎない。ただ強いて言えば、まず草案を作成順に並べ、次に草案相互の相関連する文字・語句・文言・文章を揃えることに多少の工夫をしたつもりではある。

これによって詔書の成立過程について述べられた従来の文献について、その記事の確かさの根拠を明らかにし、逆に不確かさや誤りがあればそれを訂正することが出来るのではないかと思っている。

更に本表が終戦の詔書を調査・研究する者の利便的道具となれば、それを提供し得ることをもって一応満足するものである。

本表の見方 一備考に代えて一

この表の見方は説明するまでのことではないと思うが、念のため備考的な蛇足を数点並べ記しておく。

表はA・B・C・D・Eの五欄に分けたので、それぞれについて順序不同で述べる。（以下は表を見較べながら読む。）

- (1) まずC欄であるが、これは詔書案の作成段階を①、②、③……⑧で示したもの。始めのところ例をとれば、草案の書き出し最初のもの①は「朕茲ニ…」であったものがつぎの段階②で「朕」と「茲ニ」との間に「深く世界ノ大勢……収拾セント欲シ」が加筆され、以後、最終段階⑧までのこの部分に加除がなかったことを示す(②～⑧)。

また別のところで「④～⑥」等とある場合は、この列の文章が④の段階で加除があり、⑥の段階まで、同文だったことを示す。

(2) 次にE欄。これは1から161までの数字。この表のいわば行数であり、詔書（草案を含む）の特定部分を示すために用いる。

例えば、詔書案作成の途中でいわゆる国体論争（？）のあったことはよく知られている話であるが、その「国体」は本表のどの個所に出ているかということを示すような場合に用いる。

具体的にいえば、「国体」の文字は

- ② 「国体ヲ明ラカニシ」… E 143
- ③ 「国体ヲ護持シ」…… E 149
- ④～⑧ 「 〃 」…… E 125～128
- ④、⑤ 「国体ヲ明徴ニシ」…… E 150
- ⑥～⑧ 「国体ノ精華」…… E 155～157

のように出ていることを、その場所（E）を示しながら説明することができる。

ついでにいえば「国体ノ護持」の「護持」が消えて「国体ノ精華」となったが、後に場所が変わって「国体ヲ護持シ得テ」という言葉が入っていた、という者があるが、資料によれば「国体ノ護持」という語句はなく、それが「国体ノ精華」に替わった、ということもない。

事実は、③「国体ヲ護持シ」（E 149）が、④「国体ヲ明徴ニシ」（E 150）に替わったものであり、同時に③（E 149）が（E 125）に移されて④「国体ヲ護持シ得」となったもの。そして「国体ノ精華」はその後（⑥の段階）に異なった場所（E 155）に新たに加わったもの、もしくは「国体ノ護持」ではなく「国体ヲ明徴」が「国体ノ精華」となって移されてきたものかも知れない。その「精華」は（場所が変わって「護持シ得テ」となった）ということではなく、最後まで同じ場所に残り、詔書本文（E 157）にも用いられている。

(3) D欄はもちろん本表の中核部分

C欄の①から⑧までに対応するD欄のそれぞれの文が、各段階における草案文である。

太線で区切った部分（E 3・5・9……161）は詔書原本の文章。これは⑧草案文と同文。詔書本文は原則として原本どおり旧漢字を用いたが、草案部分（①から⑧）は便宜上、常用漢字を用いた。

詔書には句読点はなく、その部分も一字分空けていないが、本表では便宜上、句点に相当する位置は一字分空白とした。その他にも空白部分（一字分又はそれ以上）があるが、それは上下の案文をその前後の案文と対応させるために空けた部分である。

詔書原本の各節の書き出し部分是一字下げとなっていないので、本表ではその前行の末尾に「第一段落」のように指示した（E 5・11・80・122）。またE 22・32・58・

92・110・141 は一見段落と間違いそうに見えるが、ここは段落ではなく原本にはこの下に文章が続いている。

E 29 の「(末夕)」は C ③ のときに消去されるはずの文字と思われるが、消去洩れか、資料上ではその文字が残されていたの、念のため本表では () 付で記録しておいたもの。

同じく () でも E 64・89 のものは、前案に加筆した文字を生かすことなく、その加筆した段階 (C ③) で直ちに沫消削除したもの。なお、同じ削除でも、中には黒々と塗りつぶしたものもあり、また判読不明のものもあったが、これらは本表には取り上げなかった。さらに辛うじて判読できたつもりでも、誤読があったかもしれないので、必要があれば再検討の機会を得たい。

また E 105～108 の () は、誤解を招きやすい文章の接続部分なので、念のため本表において付け加えたもの。

E 33 と E 44・45 の相互に「接続」の指示があるが、これは E 38 の前に C ① の文がこないためにした便法である。E 142 と E 158 との関係についても同じ。

また E 77・78 と E 99～101 および 102 との接続関係、E 87～90 と E 111～114 との関係、E 105～108 と E 81～83 及び 93 との関係は、いずれもそれぞれの段階においてかなり長い文章の位置が入れ替わっていることを示す。これは本表が、詔書原本 (最終草案 (C ⑧) と同文) を基準として、これに対応するように各草案の文章を分割して配置したからである。

(4) A 欄は、本表と詔書原本との位置関係の対応を示すもの。

例えば E 9 の D 欄の最初の文「朕ハ帝国政府…」は詔書原本の 4 行目 (A 4) にあるということを示す。

(5) B 欄は、(4) と同様、本表と官報掲載の詔書文との位置関係を示すものである。

資料

ここで本表作成のもととなった資料について述べておく。

本表 D 欄に紹介した終戦の詔書草案は、大東亜戦争 (当時の呼称) 終結の方針が決まった最初の御前会議 (昭和 20 年 8 月 9 日の深夜から翌 10 日の早朝にかけて) の直後から、時の内閣書記官長迫水久常が中心となって作成にとりかかり、8 月 14 日夕刻に成案を得るまで幾多の曲節を経て物された資料である。

現在は東京都千代田区北の丸公園に建つ総理府国立公文書館に保管され、『公文類集 第六十九編昭和二十年巻一』に編綴され、公開されている (レファレンスコード類 02885100)。

詔書原本も同館に厳重に保管されているが、これは特定の機会以外見ることが出来ない。

ところで、詔書の草案は数点あるが、ここで『公文類集』に綴りこまれた順に、それぞれの体裁等触れる。

第一資料 14 行朱色罫紙二つ折カーボン用薄紙。版心に「内閣」の文字 (以下第四資料

まで同じ。第1行下方に「(第一案)」の鉛筆書き。罫線枠上右肩に「(後日添付)」の墨書。2行目からカーボン複写による本文。1行おき。1ページ7列。全部で4枚。

本表C①に相当する。C①に対応するD欄の文章を追っていけば(E 1・4・6・10…158のように)最初の草案文が復元できる(②以下の復元についても同様)。

第二資料 2行目に標題「詔書案」。枠線右肩に「極秘」朱印(以下「極秘」朱印は第五資料以外全草案にある)。「第二案」の文字はないが、前後の草案文を比較すれば第2案に相違ないこと分かる。本文は罫紙の4行目から。第1案に比べてやや小文字で、3枚に収まる。

本表C②に相当する。

なお、茶園義男『密室の終戦詔勅』によれば、本方C①……⑧のほか川田瑞穂草案なるものがあるというが、これは『公文類集』に綴られていないので本表からは除外。同書の写真によれば外形・内容ともに川田草案の信頼性は確かなもの。茶園は川田草案を迫水原案(本表のC①)の前に位置するものと説明しているが、内容を検討する限りにおいてはC①草案に加除を施し、C②に浄書する前のもの(つまりC①とC②の間)と認められる。

第三資料 標題「詔書案(第三案)」。「(第三案)」は墨書後筆。「極秘」朱印の左方に「×」印。全3枚。第二資料(C②)と同文を下敷とし、各所に鉛筆による加除訂正と、その加筆部分に更に加除訂正があり、加除による混乱を見分けさせるためか◎印で接続位置を示すなどすさまじいばかり。加除は安岡正篤の考案、筆といわれるもの。

下敷の文は本表C②、加除を含めたものは本表C③に相当。

第四資料 標題は第三資料と同じ「詔書案(第三案)」。「極秘」朱印の横に「正」字がある。第三資料の「×」印に対応するものであろう。本文は第三資料における加除を整理した清書文(C③)にさらに加除訂正を書き入れたもの。

標題は「第三案」ではあるが第四番目というところから本表ではC④として扱う。本稿で「第〇案」という呼称を用いないのは主としてこのためであり、資料引用の際等の混乱を避けるためでもある。

第五資料 ワラ半紙半片2枚。青インク、ペン書き。標題は「詔書案(第三案)修正意見」。

外務省政務局第一課長曾祢益が、内閣官房総務課長佐藤朝生に充てた書翰形式のもの。詔書案の用語用法についての鋭い意見であるが、草案全文を対象としたものではないので本表では一欄を設けてまでとり上げることはしなかった。詳細は拙稿「曾祢メモとその周辺」(岩倉規夫、大久保利謙編『近代文書学への展望』所収)参照。茶園前掲書に、「外務省覚え書」「外務省意見(メモ)」とあるものに相当するが外務省公の文書ではない。

第六資料 標題「詔書案」(以下「第〇案」の文字はない)。ワラ半紙二つ折1枚、ガリ版。行間もとらず1枚にまとめたのは全体の構文を一覧する便宜のためであろうか。内容はC④を整理浄書したもの。ただし一か所1文字の消去がある(E 140)。本表のC⑤に相

当。

第七資料 標題「○詔書案」。ガリ版刷り 2 枚。曾祢意見（第五資料）が吸収されている。本表の C⑥に相当。

第八資料 標題「詔書案」。閣議検討用に配布されたものか。整理された文章をタイプ印刷。2 枚。これに加除訂正が数か所ある（同様のものがもう一部綴られている）。本表ではタイプ印刷の下敷を C⑦とし、これに加除訂正を施したものを C⑧として作成段階を区別した。

第九資料 閣議用紙（各大臣の花押がある）に「別紙詔書案」として添付されたもの。用紙は第一資料のものと同じ。ただし別筆。3 枚。C⑧と同文。

以上を要約し、本表との対応を示す。

第一資料	（第一案）		①
第二資料	詔書案 [第二案に相当]		②
第三資料	詔書案（第三案） ×	{	下敷は②と同文 加除は③
第四資料	詔書案（第三案） 正	{	③を清書、下敷 更に加除④
第五資料	詔書案（第三案） 修正意見		
第六資料	詔書	{	④を浄書 一字削除⑤
第七資料	○詔書案	第五資料の意見を吸収	⑥
第八資料	詔書案	{	⑥に加除。ただし整理 ⑦ ⑦に更に加除 ⑧
第九資料	別紙詔書案	閣議用	⑧と同文

おわりに

終戦の詔書に関する文献は、終戦翌年の昭和 21 年から戦後 50 年の平成 7 年まで、筆者の目に触れたものだけでも 20 点を超える。国立国会図書館には、おそらくその数倍に及ぶ関係文献があろうと思う。

諸文献は、終戦の詔書そのものを対象としたもの、史録や人物伝記類中にその一点景として採り上げられたもの等さまざまであり、対象が対象だけに筆者にとってはいずれも興味深いものばかりであった。

しかし、ドラマティックに書かれた文献（ドラマを意図しなくとも事柄自体がドラマティックであるが）には、事柄の進行はともかく、詔書案の文言等については正確さを欠くものが多い。つまり、読み物としては面白いが歴史の資料としてはそのままでは使えないということである。

例えば、ほとんどの関係文献が触れている〈「戦勢日ニ非ナリ」が「戦局必スシモ好転セス」に改められた〉といういきさつの記事についても、緊迫した状況の描写があるが、草案には「戦勢」という文字は最初から一度も見えないし、「日ニ非ナリ」は正確には「日ニ非ニシテ」であった等の如きである。

先に記した「国体」論争についても、同様のことが言える。

これらは不正確な記憶に基づいて書かれた結果であろうし、それをまた孫引きしたためのものであらうと考えざるをえない。

基本的な資料の存在が知られていなかったころの成文であってみれば、それもやむをえないことかもしれないが、最近ではその原資料を基に書かれた文献も出てきてはいる。しかし、それでも詔書の全文、詔書案の全容にわたって、テ、ニ、ヲ、ハをも含めた詳細な記事を載せたものはない。(少なくとも著者の目には止まっていない)。

本稿(本表)は文字・文言の羅列ばかりで胸躍るドラマを見るようなわけには行かないが、過去に物されたドラマ的記述の背景に正確さを与えるものとしてでも利用していただければ幸甚と思っている。

付記、本表の草案文(D欄)相互間の横並びについては、もう一工夫あっても然るべき余地があると思うが、とりあえず後検を期したい。

(元内閣文庫長)

(編集注：簿冊のレファレンスコードを追加した)

16		
11		
	⑧ ⑦ ⑥ ④ ③ ⑤	
	<p>人道ヲ無視シテ新ニ惨虐ナル兵器ヲ使用シ — 人道ヲ無視シテ新ニ残虐ナル兵器ヲ使用シ目的ノ為ニ手段ヲ扱ハス</p> <p>新ニ残虐ナル兵器ヲ使用シ 禍害ノ及フ所真ニ測ル</p> <p>新ニ残虐ナル爆弾ヲ使用シ 惨害ノ及フ所真ニ測ル</p> <p>新ニ残虐ナル爆弾ヲ使用シテ頻ニ無辜ヲ殺傷シ 惨害ノ及フ所真ニ測ル</p> <p>新ニ残虐ナル爆弾ヲ使用シテ頻ニ無辜ヲ殺傷シ 惨害ノ及フ所真ニ測ル</p>	
43		44

17		
12		
	⑧ ⑦ ⑥ ④ ③ ② ① ⑤	
	<p>「33から」</p> <p>尚交戦ヲ繼續セムカ激烈ナル破壊ト惨酷ナル殺戮トノ 極マル所</p> <p>尚交戦ヲ繼續セムカ激烈ナル破壊ト惨酷ナル殺戮トノ 究極スル所</p> <p>尚交戦ヲ繼續セムカ</p> <p>今後尚交戦ヲ繼續セムカ</p> <p>ヘカラス</p> <p>而モ尚交戦ヲ繼續セムカ</p> <p>ヘカラス</p> <p>而モ尚交戦ヲ繼續セムカ</p> <p>ヘカラス</p> <p>而モ尚交戦ヲ繼續セムカ</p> <p>ヘカラス</p> <p>而モ尚交戦ヲ繼續セムカ</p>	
51		44

18		
13		
	⑦ ⑥ ④ ③ ② ① ⑧ ⑤	
	<p>遂ニ 民族生存ノ根拠ヲ奪フ ノミナラス延テハ人 文明ノ大本ヲ 滅却スルヤ必セ</p> <p>単ニ 民族生存ノ根拠ヲ奪フ ノミナラス延テハ人類 文明ノ大本ヲ 滅却スルヤ必セ</p> <p>終ニ日本民族ノ根拠ヲ將來スルノミナラス延テ 人類ノ文明ノ 滅却スヘシ</p> <p>終ニ日本民族ノ敗亡ヲ招来スルノミナラス延テ 人類ノ文明ノ 滅却スヘシ</p> <p>終ニ日本民族ノ敗亡ヲ招来スルノミナラス延テ 人類ノ文明ノ 滅却スヘシ</p> <p>終ニ我カ民族ノ敗亡ヲ招来スルノミナラス延テ 人類ノ文明ノ 滅却スヘシ</p> <p>終ニ我カ民族ノ滅亡ヲ招来スルノミナラス延テ 人類ノ文明ノ 滅却スヘシ</p>	
58		44

② ①		
	<p>リ 朕ハ 戦局益々不利ニシテ敵国ノ人道ヲ無視セル爆撃ノ日二月ニ苛烈ヲ極メ朕カ赤子</p> <p>リ 朕ハ此ノ戦局ノ一危急ニシテ— 人道ヲ無視セル敵襲ノ今後益々苛烈ヲ加ヘ— 国家</p>	
60 59		

22				
16		⑦ ⑧	⑥	① ⑤
	ニ至レル理由ナリ ニ至レル所以ナリ ニ至レル所以ナリ ニ至レル所以ナリ			
80	79 78 77			

22				
16		⑦ ⑧	⑥	④ ⑤
	調停ヲ求メシメタル所以ナルモ不幸其ノ容ルル所トナラス遂ニ各国共同ノ宣言ニ応セシムル 斡旋ヲ求メシメタル所以ナルモ不幸其ノ容ルル所トナラス遂ニ各国共同ノ宣言ニ応セシムル 斡旋ヲ求メシメテ			
76	75 74 73 72			

20				
14		⑦ ⑧	③ ⑥	① ②
	以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ皇祖皇帝ノ神靈ニ謝セムヤ 以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ皇祖皇帝ノ神靈ニ謝セムヤ 以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ皇祖皇帝ノ神靈ニ謝セムヤ			
71	70 69 68			

19				
14		⑥ ⑧	④ ⑤	③ ① ②
	ノ及フ所人類共存ノ本義ヲ否定スルニ至ラムコトヲ懼ル			
67	66 65 64 63			

		②	①	
	ノ犠牲愈々多ク ノ犠牲愈々多ク朕ノ赤子ノ非命ニ斃ルル者日ニ月ニ其ノ数ヲ増スヲ見ルニ忍ヒス 特ニ戦火			
62	61			

24					
	17		⑦ ⑧	⑥	③ ⑤
86	85	84	83	82	81

〔105から〕且夫レ帝国ト共ニ東亜新秩序ノ建設ニ協力セル東亜ノ諸盟邦ニ対シテモ事遂ニ志ト
 〔106から〕且又―帝国ト共ニ終始新秩序ノ建設ニ協力セル東亜ノ諸盟邦ニ対シテモ事遂ニ志ト
 〔107から〕且又 帝国ト共ニ終始新秩序ノ建設ニ協力セル東亜ノ諸盟邦ニ対シ
 「96から」 且又 帝国ト共ニ終始―東亜ノ解放ニ協力セル― 諸盟邦ニ対シ
 朕ハ 帝国ト共ニ終始 東亜ノ解放ニ協力セル 諸盟邦ニ対シ
 朕ハ 帝国ト共ニ終始 東亞ノ解放ニ協力セル 諸盟邦ニ對シ

25					
	17		⑦ ⑧	④ ⑥	③ ② ①
92	91	90	89	88	87

違ヘルコトヲ謝セサルヘカラス 然レトモ事態ハ今ヤ此ノ一途ヲ余スニ過キス〔111に接続〕
 違ヘルコトヲ謝セサルヘカラス 然レトモ事態ハ今ヤ此ノ一途ヲ余スニミ〔112に接続〕
 ― 実ニ感愧ニ堪ヘス 然レトモ ― (羞ヲ包ミ恥ヲ忍ヒ) ―〔113に接続〕
 実ニ感愧ニ堪ヘス 然レトモ ―〔114に接続〕
 遺憾ノ意ヲ表セサルヲ得ス ―
 遺憾ノ意ヲ表セサルヲ得ス

26					
	18		⑦ ⑧	⑥	
95	94	93			

〔108から〕 殊ニ戦陣ニ死シ職域ニ殉シ非命ニ斃レタル将兵赤子及其ノ遺族ニ想ヲ致セハ寢食
 帝国臣民ニシテ戦陣ニ死シ職域ニ殉シ非命ニ斃レタル者 ― 及其ノ遺族ニ想ヲ致セハ五内
 帝国臣民ニシテ戦陣ニ死シ職域ニ殉シ非命ニ斃レタル者 及其ノ遺族ニ想ヲ致セハ五内

28					
	19		⑦ ⑧	⑥	
98	97	96			

安カラス 戦傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ朕 深ク之ヲ念トス
 為ニ裂ク且戦傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ朕ノ深ク軫念スル所ナ
 為ニ裂ク且戦傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ朕ノ深ク軫念スル所ナ
 為ニ裂ク且戦傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ朕ノ深ク軫念スル所ナ

〔84に接続〕

30							
21			⑦ ⑧	⑥	④⑤ ②③	①	
		リ			<p>「77から」</p> <p>斯ノ如キ非常ノ措置ニヨリ戦争ノ終結ヲ求ム</p> <p>斯ノ如キ非常ノ措置ニヨリ戦争ノ終結ヲ求ム</p> <p>「78から」</p> <p>リ</p>	<p>今後帝国ノ受クヘキ苦難ハ固</p> <p>惟フニ——帝国ノ受クヘキ苦難ハ固</p> <p>惟フニ 帝国ノ受クヘキ苦難ハ固</p> <p>惟フニ今後帝国ノ受クヘキ苦難ハ固</p> <p>惟フニ今後帝国ノ受クヘキ苦難ハ固</p> <p>惟フニ今後帝国ノ受クヘキ苦難ハ固</p>	<p>99</p> <p>100</p> <p>101</p> <p>102</p> <p>103</p> <p>104</p>

31						
21			⑦ ⑧	⑥	③④ ⑤	② ①
		ヨリ尋常ニアラス	爾臣民ノ哀情モ朕	善ク之ヲ知ル	<p>「81に接続」</p> <p>「82に接続」</p> <p>「83に接続」</p> <p>「93に接続」</p>	<p>105</p> <p>106</p> <p>107</p> <p>108</p> <p>109</p> <p>110</p>

32						
22			⑧	⑦	④⑤ ⑥	③ ② ①
		然レトモ朕ハ時運ノ	趨ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ヒ難キヲ忍ヒ	<p>「87から」朕ハ</p> <p>「88から」朕ハ</p> <p>「89から」朕ハ義命ノ存スル所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ヒ難キヲ忍ヒ——（天下ノ為ニ聖精誠ヲ致シ）——</p> <p>「90から」朕ハ時運ノ命スル所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ヒ難キヲ忍ヒ</p> <p>然レトモ朕ハ時運ノ命スル所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ヒ難キヲ忍ヒ</p> <p>然レトモ朕ハ時運ノ——趨ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ヒ難キヲ忍ヒ</p>	<p>実ニ堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ヒ難キヲ忍ヒ</p> <p>実ニ堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ヒ難キヲ忍ヒ</p> <p>臥薪嘗胆為ス有ルノ日ヲ将来ニ</p>	<p>111</p> <p>112</p> <p>113</p> <p>114</p> <p>115</p> <p>116</p> <p>117</p>

33					
23			⑥ ⑧	③④ ⑤	② ①
		爾臣民ト共ニ黽勉務力以テ	期シ爾臣民ノ協翼ヲ得テ	<p>社稷ヲ保衛セムト欲ス</p> <p>永ク社稷ヲ保衛セムト欲ス</p> <p>万世ノ為ニ太平ヲ——開カムト欲ス</p> <p>以テ万世ノ為ニ太平ヲ 開カムト欲ス</p> <p>以テ萬世ノ為ニ太平ヲ 開カムト欲ス</p> <p>「第四段落」</p>	<p>118</p> <p>119</p> <p>120</p> <p>121</p> <p>122</p>

40	28	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	<p>確ク神州ノ不滅ヲ信シ</p> <p>志ヲ失ハス確ク神州ノ不滅ヲ信シ 国体ヲ護持シ</p> <p>志ヲ失ハス確ク神州ノ不滅ヲ信シ 弥々国体ヲ明徴ニシ戦争遂行ニ尽シタル 力ヲ</p> <p>確ク神州ノ不滅ヲ信シ 任重クシテ道遠キヲ念ヒ総力ヲ</p> <p>確ク神州ノ不滅ヲ信シ 任重クシテ道遠キヲ念ヒ総力ヲ</p>	1 5 2	1 5 1	1 4 9	1 4 8
----	----	---------------------------------	--	-------------	-------------	-------------	-------------

41	29	③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	<p>移シテ之ヲ戦後ノ建設ニ傾ケ</p> <p>誓テ禍ヲ転シテ福ト為スノ基ヲ開ク</p> <p>将来ノ建設ニ傾ケ道義ヲ篤クシ志操ヲ尚クシ誓テ国体ノ精華ヲ発揚シ世界ノ進運</p> <p>誓テ禍ヲ転シテ福ト為スノ基ヲ立ツ</p> <p>将来ノ建設ニ傾ケ道義ヲ篤クシ志操ヲ鞏クシ誓テ国体ノ精華ヲ発揚シ世界ノ進運</p> <p>誓テ国體ノ精華ヲ發揚シ世界ノ進運</p>	1 5 7	1 5 6	1 5 5	1 5 4	1 5 3
----	----	----------------------------	--	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

43	30	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	<p>〔142から〕 爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ体セヨ</p> <p>ヘキナリ 爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ体セヨ</p> <p>ニ後レサラムコトヲ期スヘキ 爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ体セヨ</p> <p>ニ後レサラムコトヲ期スヘキ 爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ</p>	1 6 1	1 6 0	1 5 9	1 5 8
----	----	--------------------------------------	--	-------------	-------------	-------------	-------------

御名 御璽

昭和二十年八月十四日

内閣総理大臣以下
各 国 務 大 臣 副 署

